

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

ア 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故の多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に交通安全施設等を次の方針により整備することとし、このため昭和61年度を初年度とする交通安全施設等整備事業五箇年計画を作成し、安全、円滑かつ快適な道路交通の確保を図る。

(ア) 信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域にわたって総合的に行うため、既設交通管制センターの改良、高性能化を推進するとともに、交通管制サブセンターの設置等交通管制センターのエリアの拡大、交通管制システムの機能の拡充、高性能化を図る。

(イ) 道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所に信号機を設置する。既設の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるよう、地域制御化、系統化等の高性能化を図るとともに、多現示化や右折感應化を推進する。

特に、幹線道路で夜間等横断交通が極めて少なくなる場所

については、信号機の閑散時半感応化、閑散時押ボタン化を推進する。また、必要のある場所には、バス感知式信号機を整備する。

(ウ) 歩行者の安全を図るため、市街地その他歩行者が多い地域を中心として歩道等を網的に確保することに配慮しつつ、緊急に歩道の整備の必要な約11万4千キロメートルの道路について歩道、自転車歩行者道、歩行者専用道路等を重点的に整備する。この場合、住宅地域内において歩行者等の安全を確保し生活環境の改善に資するため、コミュニティ道路の整備を引き続き進めるほか、歩道の拡幅等の交通安全対策を面的に推進して、地区全体の交通安全の確保を図るロードピア事業（住区総合交通安全モデル事業）を実施する。

また、歩行者用道路、車両の進入禁止、路側帯の設定等の交通規制の強化に伴う道路標識及び道路標示を整備する。さらに、歩行者の横断の安全を確保するため、押ボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備及び横断歩道等の拡充を図るとともに、通学路を中心として立体横断施設の整備を図る。この場合、都市部等の地下横断歩道等を含め、利用者の利便について配慮する。

(エ) 通勤、通学、買物等日常生活に利用される自転車交通の安全を確保するため、自転車の利用状況を勘案して、良好な自

転車交通網を形成することを配慮しつつ、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路等を整備するとともに、普通自転車歩道通行可、自転車専用通行帯及び自転車横断帯の設定等の交通規制の強化に伴う道路標識及び道路標示を整備する。

また、自転車駐車の需要が多く、路上への放置自転車が交通の安全を阻害している箇所を中心に、自転車駐車場の整備を促進する。

(イ) 安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、交差点の改良を重点的に推進するほか、道路の構造等に応じて中央帯の設置、視距の改良、バス路線等における車両停車帯の設置等を実施する。

また、坂道等での無理な追越しの防止と円滑な自動車交通の確保に資する登坂車線等の整備を進める。

(カ) 道路の構造、交通の状況等により、交通の安全を確保するために必要な箇所には、防護さく、道路照明、道路標識、道路情報提供装置、道路標示、区画線等必要な交通安全施設等を整備する。

この場合、特に、交差点及び交差点付近における大型案内標識の整備を重点に、利用者の立場に立った系統的で分かりやすい案内標識の充実に努めることとし、その際、ローマ字併用表示、外国人に分かりやすいシンボル表示を積極的に取り入

れ、国際化の進展への対応に努める。さらに、異常気象時の通行の禁止、制限に関する情報、道路状況に関する情報等（都市間のルート選択に資する情報を含む。）を迅速かつ的確に提供するため、道路情報提供装置の設置を推進する。また、時間別、車種別等の交通規制の実効を図るため、視認性、耐久性の優れた大型固定標識、大型可変標識及び路側可変標識の整備を推進する。

(イ) 交通安全施設等の整備に当たっては、児童、幼児の通行の安全を確保するため、特に、通学通園路について十分配慮するとともに、高齢者及び身体障害者の利用にも配慮して、視覚障害者用信号機の整備、幅の広い使いやすい歩道等の整備、歩道段差切下げ、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を実施するほか、地域の状況に応じ斜路式立体横断施設の整備を行う。

(ウ) 長大トンネル等における事故の防止を図るため、最高速度の指定、進路変更禁止、追越し禁止等の交通規制に伴う道路標識及び道路標示を整備する。また、事故に伴う被害の拡大防止、交通の混乱防止等を図るため、必要のある箇所に信号機、道路情報提供装置等を設置する。

イ 道路の新改築による交通安全対策の推進

交通安全施設等整備事業五箇年計画による事業のほか、以下

の事項に配慮しつつ幹線道路網の整備等を強力に推進し、安全、円滑かつ快適な道路交通の確保を図る。

- (ア) 都市部における道路交通の効果的分散を図るとともに、道路交通の著しい混雑、交通事故の多発等の解消を図るため、バイパス及び環状道路の整備を推進する。
- (イ) 既存の道路における歩道の設置を伴う拡幅、既存の道路に歩道設置が困難な場合における小規模バイパスの建設等道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を積極的に推進する。
- (ウ) 一般道路の新設・改築に当たっては、交通安全施設についても併せて整備を図ることとし、歩行者及び自転車利用者の多い地域等においては、歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道、自転車道、自転車歩行者道、歩行者専用道路、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の設置を積極的に行うとともに、立体横断施設、中央帯、車両停車帯、道路照明、防護さく、道路標識等の整備を図る。
- (エ) 歩行者用の道路網の一環として、特に歩行者等の多い商店街等においては、車両の通行を禁止又は制限したショッピング・モール（買物遊歩道）の設置を推進する。
- (オ) 幹線道路に囲まれた居住地域内においては、通過交通を幹線道路に転換させ、生活環境を保全するため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うと

とともに、区画道路のクルドサック（袋小路）化、歩道設置等の局部改良を総合的に実施するほか、その他の必要な交通安全施設の整備を図る。

- (カ) 交通混雑が著しい都心地区、鉄道駅周辺地区等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、歩行者専用道路、交通広場等の総合的な整備を推進する。
- (キ) 道路交通上、都市防災上、種々の問題を抱えている歴史的地区において、幹線街路の整備に併せ、歴史的みちすじの保全整備、地区内生活道路の整備、歩道の設置及び拡幅、歩行者専用道路の整備等を体系的に推進する。
- (ク) 鉄道駅周辺等で主として通勤・通学目的に利用される自転車、原動機付自転車の大量放置の見られる箇所について、道路事業及び都市計画街路事業による自転車・原動機付自転車駐車場の整備を促進する。
- (ケ) 山間部等の道路の交通危険箇所には、落石、なだれ等による事故を防ぐため、落石防止さく等の施設を整備する。
- (コ) 積雪寒冷地帯の都市等において、冬期の都市機能確保、自動車交通の円滑化、交通事故の解消、歩行者の安全と生活環境の改善を図るため、積雪堆雪に配慮した堆雪スペースの確保、流雪溝、消雪パイプ等の整備を推進する。

(サ) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、交通の安全と円滑を確保するための必要な施設を整備するとともに、その他の自動車道についても、事業者に対し必要な施設の整備について指導を行う。

特に、トンネルにおける事故を防止するとともに、事故が発生した場合の被害の拡大の防止を図るため、必要な安全施設等の整備を推進する。

(2) 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するため、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造及び交通の状況等に応じて効果的な交通規制を行う。

ア 地域の特性に応じた交通規制

主として通過交通の用に供される道路については、駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等の交通規制を、地域交通の用に供される道路については、一方通行、指定方向外進行禁止等の組合せ規制を、また、歩行者及び自転車利用者の用に供される道路については、歩行者用道路、車両通行止め及び路側帯の設置等の交通規制を強化する。

特に、スクールゾーン、住宅地域、商店街等については、歩行者及び自転車利用者の安全の確保に重点を置いた生活ゾーン対策としての交通規制の徹底を図る。

イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的に都市総合交通規制を推進し、交通流の最適化、道路利用の合理的配分及び自動車交通量の抑制を図る。また、路線バス、路面電車等大量公共輸送機関の安全・優先通行を確保するための交通規制を推進する。

ウ 幹線道路における交通規制

幹線道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。

エ 高速道路における交通規制

高速道路については、供用延伸と交通量の増加に対応して安全で円滑な交通を確保するため、交通規制を行うための体制の整備に努めるとともに、可変標識による交通規制等高速道路の交通状況に応じた交通規制を推進する。

また、交通事故、異常気象等の交通障害発生時においては、その状況に即し、臨時交通規制を迅速、的確に実施し、二次

障害の発生を防止する。

なお、交通規制の実施に当たっては、関連する一般道路の交通状況をも勘案して行うこととする。

オ 事故多発地域における重点的交通規制

交通事故の多発するおそれが高い地域、路線等においては、最高速度の指定、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止等の交通規制を有効に組合せて重点的に実施する。

カ 二輪車の安全確保のための交通規制

道路の構造、交通の状況等に応じて、二輪車と二輪車以外の自動車の通行部分の分離を図るための交通規制を推進する。特に、原動機付自転車については、二段階右折の適切な推進を図る。

(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき迅速かつ的確に通行の禁止又は制限をするとともに、危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路等の関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える

る車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の強化拡充を図る。

(4) その他道路交通環境の整備

ア 駐車対策の推進

(ア) 都市部における無秩序な路上駐車を抑制し、道路交通の安全と円滑を確保するため、駐停車禁止等の交通規制の適切な推進を図る。その一環として、短時間駐車の需要、路外駐車場の整備状況等を勘案しつつ、パーキング・メーターの設置を推進する。また、違法駐車車両の指導取締りの強化と体制の整備を図る。

(イ) 道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、駐車場整備地区の指定、大規模な建築物に対し駐車場の設置を義務付ける条例の制定等を通して、各都市において交通計画、土地利用計画等に見合った適切な路外駐車場整備を促進するとともに、既存の駐車場の有効活用を図る。

イ 道路使用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の抑制

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、極力これを抑制する方針の下に適正な許可

を行うとともに、道路使用許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化を図り、特に、地下埋設物の管理について指導監督を強化する。

(イ) 不法占用物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占用物件等については、強力な指導取締りによりその排除を行うとともに、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行う。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事等については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止するため、極力これを抑制するとともに、計画的な占用工事等の施行について合理的な調整を図る。

また、都市部においては、長期的な計画の下に共同溝及びキャブの建設を促進する。

ウ 自転車駐車対策の推進

(ア) 自転車駐車の需要の多い地域を中心に自転車駐車場の整備を推進するため、交通安全施設等整備事業、都市計画街路事業等による自転車等の駐車場整備事業の推進、大量の自転車駐車需要を生じさせる施設について自転車駐車場の設置を義務付ける条例の制定の促進及び自転車駐車場整備

センター、日本自転車普及協会等による民営自転車駐車場整備事業の育成を図る。

- (イ) 鉄道の駅周辺における放置自転車問題の解決を図るため、自転車駐車場の整備とあいまって、地域の状況に応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車の整理・撤去等の推進を図る。
- (ウ) 自転車駐車場の整備と併せて、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図る。
- (エ) 自転車利用者に対し、その社会的な責任の自覚を求めるため、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の遵守、正しい駐車方法等に関する教育及び広報活動を行う。

エ 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、市街地における住み良い環境づくり等を図るため、昭和61年度を初年度とする第4次都市公園等整備五箇年計画により、児童公園を始めとする住区基幹公園、都市基幹公園等の整備を推進する。また、都市公園、学校等の各種公共施設を有機的に連絡し、災害時には避難路ともなる緑道の整備を促進する。

さらに、繁華街、小住宅集合地域、交通頻繁地域等環境に恵まれない地域又はこれに近接する地域を優先的に、主に幼児及び小学校低学年児童を対象とした児童館、児童遊園を設置するとともに、市街地における公立小学校、中学校及び高等学校の校庭、社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図り、付近に適当な遊び場が確保できない場合は、車両通行止め等の交通規制による遊戯道路の設置に努める。

オ 危険物の輸送に関する交通環境の整備等

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、危険物運送事業者に対し、関係法令の遵守、乗務員教育等の指導を強化する等、危険物の運搬輸送上の安全確保の徹底を図る。また、特に、油類にあっては、パイプラインを活用するなどにより、交通環境の整備を促進する。

カ 災害発生時における交通規制等

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、交通の混乱等を防止するため、車両通行止め、一方通行等の交通規制を行うとともに、う回指示、道路交通情報の提供等の措置を行う。また、これらを迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。